

平成 30 年度第 2 回菰野町地域公共交通会議 議事録

開催日時	平成 30 年 8 月 27 日（月）10 時 00 分～11 時 45 分				
開催場所	菰野町庁舎 5 階委員会室				
出席委員	25 名（うち代理出席 2 名）	欠席委員	0 名	傍聴人	6 名
議事次第	<p>1 開会</p> <p>2 報告事項 乗合タクシーの活用事例について</p> <p>3 協議事項 デマンド交通の試行運行実施計画（案）について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>				
(座 長)	<p>1 開会</p> <p>事務局から、委員 25 名のうち、25 名（代理含む）が出席しており、会議が成立したことを報告</p> <p>2 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗合タクシーの活用事例について <p>事務局から資料 1 に基づき説明</p> <p>補足として、乗合タクシーの「タクシー」とは、タクシー車両のことを指していて、定員が 10 人以下の車両のことです。バス車両は定員が 11 人以上です。なので、乗合タクシーとは、定員が 10 名以下の車を使って乗合許可で運行するもので、その中にいわゆるデマンド型のタクシーがあります。デマンド型にもいろいろあって、経路や時間等がどこまで自由なのかによって、資料 1 のように種類がたくさんあるというわけです。菰野町がやろうとしているデマンドは全国を見れば 3 桁ある事例で決して珍しくなく、特に北関東では、ほとんどの市町村で取り入れられていま</p>				

す。市街地が大きくない、駅等の拠点のない地域だと使われやすい特色があります。

質疑、意見なし

3 協議事項

デマンド交通の試行運行実施計画（案）について

事務局から資料 2-1、2-2 に基づき説明

前回（第 1 回菰野町地域公共交通会議）からの主要な変更点については次のとおり。資料 2-1 2-5 運行形態について、A 地点、B 地点の取扱いを改め、エリア内の既存コミュニティバス停留所を中心に乗降場所を設け、乗降場所間の利用とする。これに伴い、利用制限として鉄道駅間の移動に加え、国道 306 号線を基準に西側乗降場所から菰野駅、東側乗降場所から中菰野駅、大羽根園駅、湯の山温泉駅の利用はできない条件を設定。

質疑、意見等

(委員) けやき、菰野駅での乗り継ぎでの乗継券サンプルを乗務員にも周知が必要になるため、お示しいただきたいと思います。また、利用者の申し出により、のりあいタクシーもしくはコミュニティバスで乗継券を出すというイメージでよろしいでしょうか。

(事務局) 乗継券に関しては、在庫もあるため、現在コミュニティバス間で使用している乗継券を流用し使用できたらと考えています。いずれにしても、「デマンドからコミバス」、「コミバスからデマンド」という文言がなくとも、乗継券として使っていただけるようにします。もう一点、申し出に関しては、現在のコミュニティバスと同様に利用者から乗務員への申し出による方法でと考えています。

(委員) 資料 2-1 2 にある運行計画の利用対象について、菰野町民及び来訪者となっていますが、来訪者も年齢制限がありますか。町民のみの年齢制限で、来訪者の年齢制限は設けないということでしょうか。

(事務局) 町民、来訪者に限らず、御利用いただくための年齢制限はなく、どなたでも利用できます。ただし、利用料金に関しましては(資料2-1)2-6にお示ししています、小学生、高齢者、障がい者は300円、未就学者は無料、それ以外の方は1乗車400円という設定となっています。

(座長) つまり、町民及び来訪者という、どなたでも利用できるという意味です。

資料2-1 3ページ運送許可、道路運送法第21条の例外的な許可として、タクシーや貸切バスでも乗合として運行できる規定があります。その場合ですと、いわゆる乗合よりも修正するときに早くできるので、実証運行ではこの方が良いですが、原則は1年なので、軌道に乗ってきたら本来の乗合の許可に切り替えていくということです。

(委員) 障がい者の利用について、自身で乗れる方といった制限はないのでしょうか。例えば、(資料1)乗合タクシーの活用で、(4ページ)北海道伊達市の取扱いでは「60歳以上かつ自分でタクシーへの乗り降りができる者が対象」といった文言がありますが。

(事務局) 御自身で乗車できない方の利用は、基本的に難しいです。周知の方法についてはチラシの中でも記載していきたいが、方法は検討します。

(委員) 自身で乗車可能との話がありましたが、視覚障がい者等もあり、介助者も300円にしていただかないと、外に出ていく機会がなくなります。その辺はどうでしょうか。

(事務局) もしかか号チラシの表面右上の乗車券の御案内という欄で、「要介護者に付き添う介護者は1人のみ障がい者と同額料金となります」という設定をしております。コミュニティバスでこのような運用をしているので、同様に障がい者の方が使っていただく場合に、1人につき介助者1人までは300円といった設定は必要になってくると考えています。

(座長) 運賃については、本日確定としていただきたい。本会議の最後に改めて事務局に確認します。

また、改めて確認ですが、コミュニティバスだと細かい道までカバーできず、時間と路線が決まっており、安いけど使い勝手がよろしくない。タ

クシーですと、なかなかつかまらない状況。そのような観点から、皆さんから見た意見を伺いたい。当面は家から乗るのではなく、既存の停留所などの利用になります。

(委員) 障害者手帳とか、認知症の方を病院に連れて行くときとか、最初から自宅ということを入れていただきたいと思います。歩ける方などは利用状況も良いかと思うのですが、どうしても障がい者あるいは認知症の方は家族で車に乗せることも難しく、バス停まで歩かせること自体が大変であるので、特定の事情のある人は初めから自宅で乗降が可能だとありがたいです。

(事務局) 重度障害者の場合はタクシー券の交付、車いすの方等はタクシーや福祉運送等色々な手法があります。そういった中で、抜けるところがあれば考えていきたいですが、デマンドは、まずは停留所間の移動とさせていただきたい。

(座長) ジャパンタクシーを使用するので乗り降りはしやすいですが、乗合だと使われる方も気兼ねされる場合もあるので、こういった方にはこういった方法がありますといったハンドブックがあるといいですね。まとめることで、穴も見えてくるので。

また、乗降場所の数についてもこれでいいか、というところがあります。乗降場所の位置は、警察の確認はされていますか。

(事務局) 今回バスの停留所をそのまま活用していくところもあり、前段階では警察の方とお話をさせていただいていたが、修正後のものではさせていただいていません。ただ、基本的には既にバスが乗り入れている場所なので、バスより小さい車両を使うデマンドの乗降場所として、大きな支障はないというところです。

(座長) 新設の箇所も何か所かあります。区域運行となると停留所の概念はないので許可は必要ないですが、ずらした方がよいとかもあると思いますので、事務局の方で警察に御指導いただいて、設定をお願いします。(今後、乗降場所を)増やしていくのは大丈夫ですよ。どうですか。

(事務局) エリアを拡大していくとなると、既存の停留所だけでは補えないと考えています。本格運用に移っていく中で、地域の意見を伺いながら既存の

停留所以外の乗降場所を設定していきたいと考えます。

(座 長) 地域の皆さんで考えていただいて、広げていく場合などは取りまとめをしていただいて事務局側に出していただくと良いですね。また、次回以降提案を随時していただけると良いと思います。

(委 員) 10月1日から試験運用が始まるとありますが、そのことについて町民に対しての周知徹底が必要です。既に利用したいという声もあり、今からチラシを配るだけでは十分ではありません。どのように町民に周知していくのか教えてください。

(事務局) 特に対象エリアの区長さん方には御協力いただいて、そういった(説明する)機会を設けていただいて、足を運ばせていただきますので、御協力いただければと思います。

(座 長) 12月1日から資料2-1 3ページ2-11が休止になるので、利用者の皆さんに周知が必要です。(コミュニティバスが)使えないとなると、デマンドを使わないといけなくなりますから、12月1日までを一つの目途に、細かな説明会を行う必要があります。

また、いわゆる出発式は考えていますか。出発式をするのであれば、9月広報になりますが、掲載や折り込みはできますか。

(事務局) 出発式については、現状具体的なところまでは考えていません。また、9月号掲載は締切上難しいです。10月1日発行であれば前後の締切を確認する必要はありますが、掲載は可能です。

(委 員) パンフレットを見ると、電話予約となっているが、タブレットを使うという話だったかと思うが、そのあたりはどうなっていますかね。

(事務局) 本議題が承諾されましたら、配車システムの選定のための事務手続きに入っていきます。導入するにあたって10月1日に間に合わせるのは難しいため、当初は手運用でさせていただき、システムを導入し次第、(有)尾高の車両に入れていただいて、実際に運用していただく予定です。それも含めて、インターネット予約を1月からと設定しています。

(座 長) 今ですとばらばらで(各公共交通の間で)比較もできないが、あいあい

自動車、コミュニティバス、電車、タクシー、デマンド、ロープウェイといった菰野町内の様々な公共交通を全て検索ができて、予約が必要なものは同じところで予約も一括して可能なものを作っていきたい。このようなサービスを MaaS(Mobility as a Service)と言います。今、この MaaS(を進めよう)という世界的な流れがあり、菰野町でもやっていけたらと。その中の一番初めとして、デマンドの予約をできるようにしようと考えています。単純にデマンドのシステムを持ってくるものとは違うということが重要です。

(電話予約は引き続き行い、電話予約があれば) オペレータはそこ(予約システム)に打ち込み、直接インターネットを使用できる人はサイトに打ち込みで予約可能といったことです。

(先議題に挙がった)障がい者介助者の利用料金について、事務局の考えを教えてください。

(事務局) コミュニティバスと同じ対応(障がい者の方1名につき介助者1名まで障がい者料金と同額)とさせていただきます。

(座長) 乗降場所の確認をしていただく前提で、資料2-1、2-2について問題点、気づきがあればお願いします。

(委員) 座長にお尋ねします。コミュニティバスの停留所にのりあいタクシーのマークが設置される、事前予約が必要等を周知することは良いと思います。しかし、町外からお越しいただいた方がマークを見て利用しようとしても、(利用方法が分からず)使えないこともあるかと思います。(国道306号線を基準に)東側から湯の山温泉駅は利用できない等、細かな取扱いの注意事項をどこまで載せたらよいのか。多くの事例に関わっていらっしゃる経験から、他にどのような課題が出てくるのか、どのような周知をしていったらよいかを教えてください。

(座長) 基本的な運賃、乗り方、予約先の電話番号は大きく書いて、細かなことは車内に記載しておくとか、見たい時に見られるようにしておく必要はあります。資料2-2裏面に乗降場所マークが記載されていますが、乗降場所になるところにはこのマークをつけるということですか。

(事務局) はい。

(座 長)

であれば、掲示するときに乗降場所番号と乗降名を大きくする必要はなく、のりあいタクシーという表示を大きく書いたほうが良いです。普通のタクシーなのか、のりあいタクシーなのか分からないことがあるので、タクシーに貼るマグネットとロゴを合わせ、視覚的に同じと思わせることが大事ですね。

また、愛称をどうするかという話もあります。「菰野町のりあいタクシー」が本格運行になるときに愛称(例えば「こものりあいタクシー」など)を決めたほうが良いのか。今、軽はずみに決めて定着すると変えられないが、分かりにくい名前を始めると使っただけなくなる。車の名前と、愛称と両方あると思うので、こういった方向にするか事務局側で考えておいてもらえると良いですね。

資料2-2の(乗降場所)一覧について、特に新設乗降場所の場合、チラシの地図だけでは探さないといけません。スーパー前や交差点前のように、乗降場所がどこか分かるように目印になるものを(乗降場所名の横に)カッコ書きしておくといよい。実際の説明会をするときは、あなたの家の近くの乗降場所はここと個別に教えないといけません。

資料2-1及び2-2の内容において、修正の可能性もあるが最終的に会長の一任とさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。異議がなければ挙手をお願いいたします。

————— 委員全員挙手 —————

(座 長)

全員の挙手を頂きましたので、協議事項「**デマンド交通の試行運行実施計画(案)について**」、このような方針で進め、10月1日から運行を行っていきたいと思います。

1か月は極めて短い時間です。委員の皆さんにも宣伝はどんどんしていただきたいと思っていますし、これから、9月、10月、11月と少なくとも走る地域の皆さんは全く知らないという人はいない程に、よく周知していただくことをお願いします。他の地区(運行エリア外)の皆さんも、コミュニティバスでけやきまで来れば、乗り換え200円で利用できる仕組みなので、そのような利用もできると周知していただきたいと思います。

4 その他

————— 事務連絡 —————

(事務局)	<p>繰り返しとなりますが、本日デマンド交通についてお決めいただきましたので、委員の皆様、特に各区長の皆様へは説明会等の日程調整について御相談させていただきます。御協力をお願いいたします。</p>
(会 長)	<p>5 閉会</p> <p>宿題につきましては早速整理し、スムーズな運行に努めてまいりたいと思いますので、御協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。</p>